

## 「国への提言」(第1・2・3回中部圏知事会議)

### (インフラの整備の促進)

1	高規格道路ネットワーク整備等について【岐阜県】	1
2	北陸新幹線の早期全線整備について【福井県】	3
3	リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と 一日も早い全線開業の実現について【愛知県】	7
4	中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の 早期実現について【名古屋市】	9
5	地域公共交通の維持・活性化について【福井県・長野県・三重県】	13
6	公共インフラの老朽化・安全対策の強化及び人口減少に適応した 持続可能な行政サービスの確保への支援について【富山県】	17

### (地方創生の推進)

7	地域資源を活かした滞在型観光の推進について【長野県】	19
8	多文化共生社会の実現に向けた政策の推進について 【静岡県・石川県・滋賀県】	21
9	第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に対する 支援について【愛知県】	23

### (防災対策の推進)

10	令和6年能登半島地震等を踏まえた今後の災害対策の推進について 【石川県・富山県・岐阜県・三重県】	25
11	原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化について【静岡県】	37
12	緊急自然災害防止対策事業債による財政支援の延長について【滋賀県】	
		41

(少子化対策の推進)

- 13 国主導による人口減少対策の実施について【三重県・福井県・石川県】

..... 43

- 14 「こどもたちのウェルビーイング」の実現に向けた子育て環境の整備と  
教育の充実、困難を抱えるこどもへの支援について【富山県】 ..... 53

(カーボンニュートラルの推進)

- 15 水素・アンモニアの需要と供給の拡大について【愛知県】 ..... 59

- 16 脱炭素社会の実現に向けた森林整備の推進について【岐阜県】 ..... 61

## 1 高規格道路ネットワーク整備等について

日本国経済の成長力・国際競争力を高めるとともに、経済環境の変動に強い地域経済を確立していくためには、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、人・モノの流れを拡大する高規格道路ネットワークをはじめとした広域的な交通基盤の整備を推進する必要がある。

また、高規格道路ネットワークは、昨年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」において、被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を果たしているとともに、発生が危惧されている南海トラフ地震など大規模地震時においても同様の役割を担うことが期待されている。

さらに、令和2年7月豪雨や令和3年7、8月の大暑、令和4年8月の大暑、令和5年6月の大暑などによる災害が、経済活動へ大きな影響を及ぼしていることから、激甚化・頻発化する豪雨災害などへの備えとして高規格道路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性確保は国土強靭化の観点から極めて重要である。

加えて、高規格道路ネットワークのストック効果を最大限に發揮し、観光産業の基幹産業化など地域の活性化を図っていくためにも、大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路など中部圏全域の基幹的な道路を早期に整備することが肝要である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、高規格道路等のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク機能をさらに充実させるための6車線化等の、広域的な交通基盤の整備を推進するとともに、事業中の区間については、一日も早い開通を目指した整備を図ること。

**2 南海トラフ地震や豪雨災害時に救助活動や復旧活動の支えとなる高規格道路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性の確保を目的とした国土強靭化の取組を切れ目なく、さらに加速化させること。**

また、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算・財源を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに、第1次国土強靭化実施中期計画の初年度となる令和8年度は、経済情勢等を踏まえて令和7年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

**3 大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路等の早期整備を図ること。**

**4 高規格道路ネットワーク等の道路整備が計画的かつ着実に実施されるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算を十分かつ安定的・継続的に確保すること。**

**5 重要物流道路に指定された道路の整備・機能強化推進のため、補助事業の国費率のかさ上げや地方財政措置の拡充等による財政支援を行うこと。**

## 2 北陸新幹線の早期全線整備について

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として日本海国土軸の形成や分散型の国づくりに不可欠なものであり、2015年の金沢開業や昨年の敦賀開業の顕著な効果が示すように、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線は、災害に強い強靭な国土づくりに必要不可欠な国家プロジェクトである。

そして、こうした北陸新幹線の整備効果は大阪まで早期に全線開業してこそ、最大限発揮されるものである。

敦賀・新大阪間については、2017年3月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、小浜京都ルートに決定し、その後、環境アセスメントが行われている。また、国土交通大臣は2022年12月に「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて」で、「一日も早い全線開業を実現してまいりたい。」と表明し、2023年度からは「北陸新幹線事業推進調査」が行われている。こうした調査の進展を踏まえ、昨年8月には詳細な駅位置・ルートの案等が示され、その絞り込みに向けた議論が政府・与党において行われた。その結果、昨年12月、与党においてとりまとめられた「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いに関する中間報告」では、小浜京都ルートに決定した経緯等が改めて確認されたほか、早期着工に向けて、駅位置・ルートを3案から2案に絞った上で、今後、地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くすこと、並行して安定的な財源の確保、費用対効果のあり方等について検討を速やかに行うことなどが示された。これを受け、3月に京都府内自治体向け説明会など中間報告に基づく取組みが進められた一方で、7月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会委員長は、参議院議員選挙結果を踏まえ、現行の「小浜京都ルート」に加え、「米原ルート」、「小浜舞鶴ルート」を再検証する考えを示した。こうしたなか、政府は2026年度概算要求において、着工予算を事項要求したが、2月以降、与党整備委員会が開催されておらず、北陸新幹線の整備

に向けた議論は一向に進んでいない。

こうした状況を踏まえ、政府・与党は着実に議論を進める体制を構築し、あらゆる手段を尽くして敦賀・新大阪間を一気に整備し、沿線住民の長年の悲願である北陸新幹線の全線整備を一日も早く実現するため、次の事項について格段の配慮をされるよう提言する。

**1 敦賀・新大阪間の一日も早い認可・着工を実現するため、次の事項を確実に実行すること。**

- (1) 国土交通省が、先般の概算要求において、新規着工に要する経費の事項要求を行ったところであり、年末の政府予算案決定に向けて議論を加速化し、必要な予算を確保すること。
- (2) 国等において体制強化を図り、科学的知見に基づく情報発信を念入りかつ重点的に実施するなど、沿線自治体に丁寧な説明を行いながら、地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くし、早期に詳細な駅位置・ルートを決定すること。なお、京都府等が示した課題について解決することは不可欠であり、その上で一日も早い全線整備に向けて取り組むこと。
- (3) 併せて、安定的な財源の確保、費用対効果について検討を加速し、着工5条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融資の活用等、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。
- (4) 関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。
- (5) 沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。
- (6) 「北陸新幹線事業推進調査」について、最大限の予算を確保し、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決すること。また、詳細な駅位置・ルートの決定時期も含め、認可・着工及び全線開業に向けた具体的なスケジュールを早急に明らかにするとともに、早期

整備に向けて、特に工期の長い駅部の工期短縮に最大限努力すること。

(7) 北陸新幹線敦賀以西の整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。

2 地方負担については、沿線自治体の負担が最小化されるよう、より一層のコスト縮減や、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、各府県への停車の配慮など負担に見合う受益を確保すること。

3 北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、地域住民の交通手段であるとともに、国の重要な広域物流ネットワークの一部を担っている。こうした並行在来線が健全に経営できるよう、JRからの協力・支援のあり方や、貸付料の活用、貨物調整金制度の見直しなど幅広い観点からの財源確保の方策も含め、運営費支援などの新たな仕組みを、法制化も視野に入れ、早急に検討し構築すること。併せて、初期投資や老朽化車両の更新等の設備投資に係る支援制度の拡充や予算枠の確保、設備の合理化や施設の修繕費に係る支援制度の創設など、支援施策の充実を図ること。

4 金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、「かがやき」の増便等を含む利用者に利便性の高いダイヤ設定や料金負担の軽減、JR湖西線の強風対策、関西空港まで直通する在来線特急の運行等を行うことにより、北陸と中京・関西間の円滑な流动を確保すること。



### 3 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現について

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化させ、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊を形成することにより、世界中からヒト・モノ・カネを呼び込む巨大な経済圏を生み出し、停滞する日本経済の再生に向けた動きを加速させ、さらに日本を大きく成長させる原動力となる国家的プロジェクトである。

現在、東京・名古屋間において全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可され、様々な課題解決を図りながら建設工事が進められているところであり、まずはこの区間の事業を着実に進め、次なる名古屋・大阪間事業への着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

また、名古屋までの先行開業を見据え、リニア効果を中部圏において最大化させるための取組を並行して進める必要がある。

さらに、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業してこそ機能が完全に発揮される事業であることから、名古屋・大阪間はルートや駅位置を速やかに確定させる必要がある。

そこで、我が国の成長を牽引するリニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現に向けて、次の事項を強く提言する。

- 1 一日も早い全線開業の実現に向け、まずは、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき、事業が着実に進むよう、必要な支援及び措置を講じること。特に、静岡工区については、国立公園であり、ユネスコエコパークに認定されている南アルプスの保全による水資源・自然環境への影響の回避・低減と、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、有識者会議で取りまとめられた報告書を踏まえ、工事が早期に着手され、その上で開業時期が示されるよう、モニタリング会議等において、引き続き国として積極的に関与すること。

- 2 東京・名古屋間の開業と同時に、中部圏においてリニアインパクトが最大限発揮されるよう、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの整備等に取り組むとともに、駅周辺のまちづくりに関する支援など、地方創生に資する施策を積極的に講じること。
- 3 名古屋・大阪間の環境影響評価の円滑な実施、ルート及び駅位置の早期確定に向けた準備を連携、協力して進めるとともに、ターミナル駅早期着工の実現を図るための支援に取り組むこと。

## 4 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現について

中部国際空港は、2005年の開港以降、中部圏と国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとして、日本の成長エンジンであるこの地域のさらなる発展をもたらし、我が国の成長に大きく貢献している。

このような中、中部国際空港沖では、名古屋港から発生する浚渫土砂を処分するための新たな埋立地の整備について、豊かな伊勢湾の再生にも取り組むことにより、漁業者の理解を得て、国土交通省の港湾事業として進められており、『中部国際空港の将来構想』の第2段階の滑走路としての早々の活用が強く期待されている。

この地域は、既に自動車産業や航空宇宙産業などの経済集積地であり、我が国の成長の「核」となっていることは言うまでもない。さらに、日本最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」のオープンなどにより、新たなイノベーションが生み出され、我が国にますます貢献していくことが想定される。また、2026年に「第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会」の開催が予定されるほか、本年世界遺産登録30周年を迎える白川郷、2033年にかけて式年遷宮を行う伊勢神宮など、外国人にも人気が高い観光資源が豊富に存在する等、世界から人を呼び込むことのできる「魅力」も兼ね備えている。

今後、リニア中央新幹線の開業により、名古屋・東京間が40分になるなど、三大都市圏の時間距離が大幅に短縮され、「日本中央回廊」として、世界に類を見ない1つの巨大な大都市圏が形成される。この地域は、その大都市圏の中核として、人流・物流の劇的な拡大により、航空需要の増加はもちろんのこと、我が国の発展をさらに牽引していくことが見込まれる。

現在、中部国際空港では、『中部国際空港の将来構想』に基づき、第1段階である現空港用地内の代替滑走路の本格的な工事を始めており、今回の整備により、地域の「悲願」である完全24時間運用が実現する。

このような状況の下、空港では、2030年には現在の約2倍となる航空旅客数2000万人級の達成を目指している。このため、路線拡大やアウトバウンド及びインバウンド双方の利用促進を地域一丸となって進めるとと

もに、国内外路線の乗換拠点としての機能強化や、スマートレーン、自動運転パーソナルモビリティ、自動手荷物預入機の導入など、先進技術を活用した利便性向上・省人化等を図っている。加えて、引き続き、空港を支える人材の確保・定着を含めた受入体制の強化も進めていく。

さらに選ばれる空港となるため、脱炭素化に向けては、2023年に、「セントレア・ゼロカーボン2050」を改定するとともに、国際空港評議会（ACI）により創設された空港カーボン認証（ACA）のレベル4、中部国際空港脱炭素化推進計画の国による認定を取得し、空港関係者が連携し多様な取組を行っている。

航空機の脱炭素化に向け欠かせないSAFに関しては、今年4月から国産SAF大規模生産設備によるサプライチェーンの実証が開始される中、中部国際空港においても、地元自治体等と連携して廃食用油の回収に取り組むとともに、今年度、国産SAF製造に関わる事業者と将来的な供給に関する連携協定を締結するなど、着実に進めている。

以上のような様々な取組について、地域一丸となってしっかりと進めるこことにより、羽田空港などと肩を並べる、「世界に誇れる」拠点空港を目指していく。

国においては、第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現に向け、次の各項目について格別のご配慮を賜るよう提言する。

- 1 空港西側の隣接地等に新たな埋立地を整備する「中部国際空港沖公有水面埋立事業」について、環境に配慮しながら、速やかな進展を図ること。**
- 2 『中部国際空港の将来構想』の第1段階である2027年度供用開始予定の代替滑走路の整備にあたり、引き続き十分な財政支援を行うこと。**
- 3 航空ネットワークを一層充実させるため、アウトバウンド及びインバウンド双方向の利用促進に向けた取組や空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。**

- 4 ストレスフリーで快適な旅行環境の実現をめざし、最先端の技術・システムを導入し、旅客満足度の向上を図るための「FAST TRAVEL」について、引き続き支援を行うこと。**
- 5 「セントレア・ゼロカーボン2050」の実現に向け、中部国際空港脱炭素化推進計画の推進について、更なる財政支援を行うこと。**
- 6 中部地域の主要都市、観光地から空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に向けて、必要な措置を講じること。**



## 5 地域公共交通の維持・活性化について

地方社会にとって鉄道・路線バスは、通勤や通学など日常の移動手段として地域の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関である。

しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少やコロナ禍の影響による利用者の減少や、動力費・燃料費の高騰等による運営経費の増加により、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にある。

こうした状況の中、国においては、国も関与し地域鉄道の再構築を促進する仕組みや地域鉄道を社会インフラと位置づけ社会資本整備総合交付金を活用した支援制度などを創設した。

また、近年、地域鉄道においても人材不足が顕在化し、運転士不足を理由とした減便が実施されるなど、地域鉄道の人材確保が喫緊の課題となっている。

さらに、従来からの地域鉄道に対する行政支援のほか、北陸新幹線開業と一緒にJRから経営分離された並行在来線の運営費や利便性確保のための投資経費等に対する支援が加わり、地域鉄道を維持するための地方負担は限界にきている。

加えて、路線バスでは従来から深刻な人材不足が続いているが、昨年4月の「働き方改革関連法」の施行を契機に、全国の路線バスで大幅な減便が繰り返されるなど、県民にとって最も身近な移動手段が崩壊の危機に直面している。

このような状況を踏まえ、地域が一体となった利用促進を進めながら、地方の重要な社会インフラであるJRローカル線を含む地域鉄道が、将来にわたり維持・活性化され、持続可能な地域社会の実現のみならず、地方創生に資する公共交通となるよう、また、路線バスの持続可能性を高め、「地域公共交通の最後の砦」としての役割を堅持できるよう、さらに、交通空白地における公共ライドシェアの取組が加速するよう、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

## 1 再構築や活性化に取り組む地域に対する支援の充実

- (1) 地域公共交通再構築事業（調査事業含む。）について、十分な予算を確保するとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画の期間が終了した事業者および同法制定前に事業構造の変更を実施した事業者についても、簡易な手続きで、輸送密度に関わらず、支援の対象とすること。
- (2) 新駅や行き違い設備等の整備については、地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）の新規採択を再開すること。今後の新規採択がない場合は、輸送密度に関わらず活用可能な支援制度を創設すること。

## 2 地域鉄道の維持・活性化への支援

- (1) 鉄道施設の維持管理や利便性向上に要する経費など、再構築や活性化に取り組む事業者の人件費を含む運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的、安定的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。
- (2) 地域鉄道が、観光など地域振興に寄与する極めて公共性の高い社会インフラであることを踏まえ、鉄道施設の維持管理や更新に要する経費について、十分な予算を確保すること。
- (3) 鉄道運転士等の確保を図るため、就職セミナーの開催や就職奨励金の支給、給与等の処遇改善など、鉄道事業者および地方自治体等が行う人材確保および定着に向けた取組に対して支援を行うこと。

## 3 並行在来線に対する支援の強化

- (1) JRからの経営分離に伴い並行在来線が引き受けた過大設備のスリム化等に要する経費に対し、新たな支援制度を創設するとともに、線路維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度を創設・拡充し、併せて地元負担に係る地方財政措置を講じること。
- (2) 並行在来線会社の大きな収入源となっている貨物線路使用料の算定について、利用者数を維持するために旅客列車を増便する場合においても交付額が減少しない方法へ改めるとともに、重量のある貨物列車の走行に必要な路盤やレールの強化など高水準の設備保守に配慮したものとすること。

#### 4 JRローカル線を維持する仕組みづくり

- (1) 国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、JRローカル線を含めた鉄道ネットワークのあり方について、地方の切り捨てとならないよう国において方針を示すとともに、JRローカル線が維持される仕組みを構築すること。
- (2) 不採算路線や利用者の減を理由に、減便や駅の無人化など、更なる利用者の減を招くサービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数など地域に求められる一定の利便性を確保し、地方自治体と連携した利用促進策を講じるよう、JRに対し指導すること。

#### 5 路線バスの維持・確保のための支援の充実

- (1) 路線バスの担い手となる交通事業者の経営安定に向け、新たな補助制度等の構築を検討すること。
- (2) 路線バス運転士の確保を図るため、国庫補助金の算定根拠となるブロック単価について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組を行うこと。
- (3) 地域間幹線系統および地域内フィーダー系統に限らず、地域住民の重要な移動手段となっている路線を支援の対象とするなど、より一層の支援の充実を図ること。
- (4) 地方自治体が、それぞれの創意工夫のもとで行う人材確保に向けた取組や公共交通の利用促進策、自動運転等の技術の活用等による地域交通の維持・活性化について、補助制度の構築や特別交付税措置など継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

#### 6 公共ライドシェア推進のための支援

地方自治体が、地域の実情に応じて交通事業者と連携した公共ライドシェアを円滑に導入できるよう、制度の周知強化や補助事業の継続的な予算措置、必要な助言など、地方に寄り添った支援を行うこと。



## **6 公共インフラの老朽化・安全対策の強化及び人口減少に適応した持続可能な行政サービスの確保への支援について**

全国各地で老朽化したインフラによる事故が相次ぐなど、重大事故につながるリスクが高まっているなかで、今年1月に、埼玉県八潮市において下水管の破損による大規模な道路陥没事故が発生し、今年6月に閣議決定された「第1次国土強靭化実施中期計画」において、推進が特に必要な施策として、道路や上下水道施設などのインフラの老朽化対策が位置付けられるなど、インフラの老朽化・安全対策を強化していく必要がある。また、高度成長期を中心に整備したインフラの老朽化が加速度的に進む一方、物価高や賃金水準の上昇、人材不足などにより、安全の確保に不可欠な維持管理、計画的な改築・更新に必要な事業費が増嵩するなどの課題も顕在化している。

他方、人口減少が急速に進み人的・財政的な資源が限られるなか、持続可能で質の高い行政サービスを提供する体制づくりが喫緊の課題となっている。特に、その基盤である「公共・公用施設」については、利用ニーズの減少を見据え、個々の自治体の取組だけでなく広域的・分野横断的な視野から規模や配置等を最適化する必要があり、県や市町村など複数団体の連携やP P P／P F I等の民間活力の導入などにより実効性を高めることが重要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

**1 インフラ長寿命化基本計画に基づき自治体が実施する点検・診断、修繕・更新及び集約化に必要となる財政支援を行うこと。**

**2 (1) 上下水道や工業用水道の独自点検など安全対策の強化への支援に加え、老朽化対策・耐震化の推進に必要な予算を継続的かつ重点的に確保するとともに、水道施設の耐震化に係る支援について、対象施設の拡大、補助要件の緩和及び補助率の引上げを行うこと。**

**(2) 道路陥没事故を未然に防ぐための空洞調査についても補助対象を拡大すること。**

- 3 気候変動に伴う凍結融解や除雪等で損傷した道路の舗装などの維持管理費についても補助対象を拡大し、物価高などを踏まえた十分な予算を確保するとともに、地域のインフラについて、県や市町村の管理区域にかかわらず共同管理を実施できる仕組みの構築、コスト縮減や作業の効率化に資する新技術の活用のほか、新たな知見等の各種技術指針への反映など技術的支援の充実を図ること。
- 4 公共施設等総合管理計画に基づく「公用施設」の最適配置（新設、集約・複合化等）に集中的に取り組むことができるよう、交付税措置のある地方債の創設など財政支援を充実すること。

## 7 地域資源を活かした滞在型観光の推進について

2023年度からは新たな観光立国推進基本計画（2023年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）がスタートし、基本計画で掲げられた「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに留意の上、地方においても観光立国の実現に向けて取り組んでいる。

特に、コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが上昇し、豊かな自然環境を有する中部圏地域にとって観光需要を拡大する好機を迎えており。

こうした中、スノーリゾートは、国内外から多くの旅行客を惹きつける冬季観光の重要なコンテンツであり、特にインバウンドは長期間滞在することから、スノーリゾート地域だけでなく、周遊観光などにより他地域へ波及効果も期待できる。

一方、スキー場関連事業者は国内スキーポートの減少や気候変動により、厳しい経営状況が続いている。スノーリゾートが世界から取り残されないよう、国際競争力をさらに高めていくためには、継続的かつこれまで以上の支援が必要である。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

### 1 スノーリゾート形成支援について

- (1) インバウンド獲得に意欲のあるポテンシャルの高いスノーリゾートの競争力を高めるため、2025年度に減額された「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の予算を増額し、活用を希望する地域が十分に支援を受けられるよう予算措置すること。また、索道施設の整備等大規模な事業については、補助上限額を一層引き上げるとともに、複数年にわたり支援を受けられるようにするなど、より活用しやすい柔軟な制度とすること。

- (2) 近年多発しているバックカントリー事故を未然に防止するため、国のインバウンドプロモーションに合わせた山岳の安全対策に関する情報の発信、多言語看板や安全機器の設置など安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること。また、自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成への支援を行うこと。
- (3) 安心・安全なスノーリゾートの形成に向けて、老朽化が進む索道施設の安全対策が急務な状況にあるため、索道施設の更新・修繕等への補助制度を創設すること。
- 2 インバウンド旅行客が大都市部に依然として集中していることから、地方への誘客を促すため、国を挙げた訪日プロモーションを展開すること。
- 3 社会変革に伴う長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性のある新たな旅行スタイルを推し進めるため、2労働週(週5日勤務の場合10日間)以上の連続休暇を確保すること等を求めるILLOの年次有給休暇に関する条約を批准するとともに、国主導で働き方改革を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇の働きかけを行うこと。

## 8 多文化共生社会の実現に向けた政策の推進について

1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、中部圏では、日系外国人を中心に多くの外国人が生活している。

近年、国による留学生の受入れ強化、技能実習制度や特定技能制度等により、外国人の増加とその多国籍化が進んでおり、今後も「特定技能2号」の分野拡大や育成就労制度の創設等により、これまで外国人が少なかった地域でも、長期間にわたり居住する外国人が増加することが見込まれる。

我が国が構造的な人手不足に直面する中、地場産業や介護業界等を支える人材として外国人の受入れ拡大が必要であり、地方自治体としても、地元に立地する企業等が外国人材を確保できるよう積極的に取り組んでいく必要があるが、外国人の受入れは国主導の入国管理制度のもとで進められているところである。

また、生活者としての外国人に対する支援について、国は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」により、取り組むべき多文化共生施策を示しているが、具体的な施策の実行は受け皿となる地方自治体に任せきりになっているのが実情である。

2025年7月、国は内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置したが、一部の外国人の犯罪や迷惑行為等に主眼が置かれたものである。

外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる多文化共生社会を実現するためには、多文化共生施策の着実な推進と外国人の受入れを両立させることが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

### 1 多文化共生社会実現に向けた法整備等について

- (1) 国の責任において多文化共生社会づくりに取り組むため、外国人受入れに関する基本戦略をとりまとめ、多文化共生施策実施の根拠となる基本法を速やかに策定するとともに、国民の理解を得るよう努めること。また、出入国在留管理庁とは別に、各省庁の司令塔となる組織を設置すること。

(2) 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策の一層の拡充と、これらに取り組む地方自治体への支援に対して地域の実情に応じた十分かつ恒久的な財政措置を講じること。

## 2 外国人受入れ及び多文化共生施策の着実な推進について

- (1) 2027年6月までに施行される「育成労制度」に円滑に移行できるよう、地域の実情に応じ、制度の内容や手続き等に関する地方自治体への十分な説明や相談対応を行う等、地方自治体が行う受入れ環境整備に係る支援を行うこと。
- (2) 特定技能制度や育成労制度では、各産業分野の受入れ上限枠を設けることとされているため、大都市等の特定地域に外国人労働者が偏在し、地方自治体によっては地場産業を支える人材の確保に支障が生じるおそれがあることから、地域のニーズに応じた外国人労働者の確保・定着につながる制度設計及び運用を行うこと。
- (3) 現行の出入国管理及び難民認定法とそれに基づく基本方針や運用方針では、介護事業所における特定技能外国人の人数は日本人等の職員数を超えないこととされているが、職員の高齢化が進む地方の介護現場においては、このままでは近い将来、持続的な介護サービスの維持が困難となりかねないことから、介護現場におけるサービスの質を維持しつつ、外国人介護人材の更なる活用に向けた検討を進めること。
- (4) 地方自治体としても、当該自治体内に立地する企業が外国人労働者を確保できるよう取り組んでいく必要があるため、地方自治体が在外公館、駐日外国公館や、海外の送出機関等と協議を行う際の支援を行うこと。
- (5) 地方自治体による外国人に対する日本語教育の取組や相談体制の整備に対し、「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」や「外国人受入環境整備交付金」の予算額の確保はもとより、国庫補助率の引き上げなど、継続的で十分な財政支援を行うこと。

## 9 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に対する支援について

愛知・名古屋では、2026年に第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会が開催される。

アジア競技大会は、アジア45の国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて始まり、日本での開催は、東京、広島に続き3回目となる。

また、アジアパラ競技大会は、障害への理解促進や、障害のある方の自立と社会参加の促進に大きく寄与する大会であり、日本では初開催となる。

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催は、日本全体のスポーツの発展に寄与するものである。また、拡大するアジアとの交流を一層深め、中部圏の交流人口の拡大及び国際競争力の向上や、多様性を尊重し合う共生社会の実現などにも大きく寄与し、さらには、日本全体の成長にも貢献するものである。

しかしながら、建設資材や人件費の高騰、歴史的な円安などに加え、今般の米国による関税措置は、日本全国の幅広い産業への影響が懸念される。こうした一地域では如何ともし難い世界全体の経済金融情勢、社会経済状況の変動により、開催経費にも強い上振れの圧力がかかっており、歳出削減の努力をしても、なお経費の増嵩が危惧されている。このような状況の中、将来への不安を払拭し、地域の元気と活力を呼び起こしていくためには、スポーツの振興を通じた地方創生の取組がこれまで以上に重要である。

については、経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）において、両大会の意義等を踏まえた各般の開催支援に取り組むこととされたこと、スポーツ基本法が改正されたこと、全国知事会に新たに推進本部が設置されたことを踏まえ、両大会の成功に向けてオールジャパンで推進していくため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 建設資材や人件費の高騰、歴史的な円安、その他米国による関税措置など、一地域では如何ともし難い社会経済情勢の変動等により厳しい状況にある大会経費を支援すること。
- 2 アジアパラ競技大会は、その開催を通じて多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献する極めて重要な社会的意義があることを踏まえ、大会経費を国が支援すること。（東京2020パラリンピック：国1／4負担）
- 3 スポーツ振興くじ助成金について、アジア・アジアパラ競技大会の開催意義を踏まえ、競技会場の整備・改修や大会の準備・運営を幅広く対象とする新たな助成メニューを創設するなど、積極的な支援を行うこと。
- 4 各種公営競技における本大会を協賛するレースの開催や、その収益を活用した補助事業に本大会を支援する補助メニューを追加・拡充するなど、大会開催経費の確保に向けた支援を行うこと。
- 5 競技会場などは、施設を活用した魅力ある地域づくりや大会レガシーとして、将来にわたり活用していく重要な役割を担うことを踏まえ、その整備・改修に対して支援を行うこと。
- 6 国として、大会の魅力や開催意義を国内外へ積極的に発信するとともに、組織委員会や開催都市が行う機運醸成・地方創生・地域の活性化につながる取組を最大限支援すること。
- 7 大規模な国際総合スポーツ大会であるアジア・アジアパラ競技大会は、選手団の出入国、輸送・交通、セキュリティ（安全確保）及び近年の地球温暖化を踏まえたアスリート・観客等の暑さ対策、スポーツの公正及び公平の確保など、大会の準備・運営に係る分野が多岐にわたることから、組織委員会に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続きや認定等、国をあげた連携・支援体制を構築すること。
- 8 両大会で活躍できる選手の育成や、大規模国際スポーツ大会の実施及び運営に係る専門人材の育成・確保に努めること。

## 10 令和6年能登半島地震等を踏まえた今後の災害対策の推進について

令和6年能登半島地震では、石川県で最大震度7を観測したほか、新潟県、富山県、福井県など広い範囲で激しい揺れに見舞われた。

この地震により、700名近くの尊い人命が奪われ、多数の建物崩壊、広範囲における液状化現象、津波による浸水など甚大な被害が発生した。

また、被害は、上下水道・電気・通信といったライフラインの損傷や、道路、河川、砂防、港湾・漁港、農地・農業用施設などの数多くのインフラ施設、文教施設、保健医療福祉施設、伝統産業や酒造業・観光業・製造業などの様々な事業者、文化財等あらゆる面において多大な影響が生じた。

石川県をはじめとした被災自治体においては、自衛隊や警察、消防などの関係機関の協力の下、人命救助を最優先に応急対策に取り組んできたところであり、中部9県1市においても、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、被災県への人的・物的支援を行うなど、中部圏が一丸となって対応した。

国においても、発災当初より、人的・物的支援のほか、激甚災害・特定非常災害等の指定や予備費及び補正予算による財政支援等、迅速かつ被災自治体に寄り添った支援を継続的にしていただきており、大変心強く感じているところである。

今回の地震は、半島という地理的背景のほか、拠点都市から離れた過疎・高齢化が進む地域で発生した大災害であり、産業の維持、人口流出、地域介護など徐々に進む課題を一気に顕在化させた災害である。これは今後、日本の多くの地方が直面する課題であると考えられる。

加えて、本年8月に公表された「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」や能登半島地震の教訓等を踏まえながら、本年3月には新たな被害想定が示され、9月には30年以内の発生確率が見直された南海トラフ地震等への対策も、早期に推進していかなければならない。また、「第1次国土強靭化実施中期計画」が令和7年6月に閣議決定されており、切迫する南海トラフ地震などへの耐災害性強化を図る必要がある。

こうしたことから、今後の災害対策の推進に向けて、次の事項について特

段の措置を講じられるよう提言する。

## 1 被災者支援について

- (1) 被災者生活再建支援制度や地域福祉推進支援臨時特例交付金をはじめとする被災者支援については、制度の持続可能性や公平性、わかりやすさにも配慮したうえで、被害の特性や物価の状況を踏まえ、同一災害において、被災の程度が同じであれば居住地に関わらず支援内容も同じとするなど、支援の拡充を検討すること。
- (2) 液状化対策について、事業費が多額となることに加え、住民の合意形成や用地境界の確定などの課題に十分配慮し、宅地液状化防止事業の工事に起因する井戸や建物の補償や、地下水位低下工法による効果を発揮するための施設等の長寿命化を含め、必要な対策が完了するまで継続的に技術的・財政的支援を行うこと。

また、液状化の影響を受けた土地について、2025年9月に策定された「土地境界再確定加速化プラン」に基づき、筆界確定が迅速に進むよう、継続した支援等を行うこと。

- (3) 災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置付けられたことを踏まえ、災害時に迅速に仮設住宅等における高齢者や障害者の日常生活を支える福祉・介護サービスのサポート拠点施設を設置できるよう、拠点施設の整備・運営費用について、災害救助費のメニューに予め位置付けたり、新たな補助制度を設けたりするなど、恒久的な財政支援を講じること。
- (4) 現在の福祉仮設住宅制度においては、対象者について、全壊等の被害を受けた施設にもともと入所されていた方のみとなっているが、被災地での長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となった方の受け皿を整備するため、在宅から新たに入所が必要となった方なども対象とするなど、制度の柔軟な運用や拡充を行うとともに、受け皿整備に係る新たな制度の創設を行うこと。
- (5) 夏場や冬場の災害時の避難生活に配慮するため、公立小中学校だけではなく高等学校も含む学校体育館をはじめとした避難所の冷暖房設備の充実など環境改善に係る国庫補助を拡充すること。
- (6) 避難所生活の長期化を見越し、女性や配慮が必要な方々などの多様な

視点を踏まえた避難所運営や感染防止対策の実施に必要となる設備整備に対して財政支援を行うこと。

- (7) 広域災害において切れ目のないきめ細かな被災者支援を展開するため、広域避難に関するガイドラインを策定するほか、都道府県域を超えた情報共有を行う広域データベースシステムを国が導入すること。加えて、発災直後からの被災者の避難情報を継続的に把握するには、マイナンバーカードの活用が有効であることから、普段からの活用を促進するための環境整備について支援すること。

また、災害対策基本法をはじめとする災害関連法における個人情報の扱いを明確化すること。

- (8) 地域の交流の場であり災害時には避難所にもなる公民館等を、物流や移動、情報のハブとして整備するために必要な支援を継続的に行うこと。

加えて、有事に備えて平時から当該ハブを拠点としたドローン航路について整備する必要があることから、航路の検討・整備に係る財政負担に対して、支援を行うこと。

- (9) 住家被害認定調査などにおいて、不動産鑑定士などの専門家に業務を依頼する際の経費について財政的支援を行うほか、デジタル技術の活用等により、調査・手続の更なる簡素化を図ること。

- (10) 被災した建物を放置すると、二次災害の危険性が高いことから、被災した建物の解体に対する補助事業の支援対象について、特定非常災害に限らず半壊の建物まで拡大すること。

- (11) 全壊・半壊した家屋等の解体や災害廃棄物の処理について、処理が全て完了するまで継続的に人的・技術的・財政的支援を行うこと。

- (12) 災害公営住宅整備について、建設費の高騰に合わせて、適切に補助限度額を見直すこと。

- (13) 被災児童が避難先の別の自治体の保育所等を一時的に利用した場合に生じる費用や、臨時休業した場合の保育所等への給付費の支給について、その全額を財政支援するとともに、被災者に対する利用者負担減免に係る財政支援を継続すること。

加えて、被災者に対し、放課後児童クラブの利用料を減免した場合の減免相当額について、財政支援を延長するとともに、その全額を国庫補助とすること。

- (14) 被災者見守り・相談支援等事業について、発災から4年目以降も実施する場合は地方負担が生じることとなっているが、仮設住宅供与期間中はその全額を財政支援すること。また、災害公営住宅の完成・入居後も財政支援を継続すること。
- (15) 土砂災害等により孤立する可能性のある地域での情報通信機器の整備や物資等の備蓄などの対策について、財政支援を行うこと。
- (16) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、財政支援を行うこと。
- (17) 災害救助法適用時において、宿泊施設を避難所として活用する場合の利用金額については地域の実情に応じた自主的・弾力的な設定ができるようにすること。また、宿泊施設を避難所として活用できるよう、事前登録の創設など全国で利用できる仕組みを整備すること。
- (18) ペットを飼う被災者の円滑な避難のため、避難所において人とペットの動線を分けるためのペット飼育用トレーラーハウスの設置費用や、ペットの一時預かりに係る費用について、災害救助法の対象経費とすること。
- (19) 被災した児童生徒からニーズが高い制服や通学鞄等の支援について、災害救助法における学用品の給与の対象とすること。
- (20) 震災等により滅失又は損壊した住宅の敷地を住宅用地とみなす固定資産税・都市計画税の特例措置について、適用期間が被災後2年度までとされているが、災害の規模や復旧状況等に応じて柔軟に延長すること。
- (21) 発生災害の実態を踏まえ、自治体の自主的・弾力的な運用を可能にするとともに、災害救助法の事務手続を簡素化するなどし、自治体の負担軽減を図ること。
- (22) すべての避難所で良好な生活環境を実現するため、国において資機材の供給や運営団体の確保などを行い、災害の規模や被害状況に応じて地方公共団体の避難所運営を補完できるよう、国が直接避難所の設置・運営を行い得る仕組みを創設すること。

## 2 生業再建や雇用維持に向けた支援について

- (1) なりわい再建支援事業をはじめとする事業者支援については、制度の持続可能性や公平性、わかりやすさにも配慮したうえで、被害の特性や近年の物価の状況を踏まえ、同一災害において、被災の程度が同じであれば所在地に関わらず支援内容も同じとするなど、支援の拡充を検討するほか、被災地の復旧状況等を踏まえ、十分な事業期間の確保や対象事業期間の遡及適用など柔軟な運用を行うこと。
- (2) 大規模災害時には、被災地域の商工会・商工会議所の業務がひっ迫することを踏まえ、事業者へ手厚い相談対応を行うため、地域の実情に応じて全国の商工会・商工会議所が行う被災地域への経営指導員の派遣に対し支援すること。
- (3) 過疎・高齢化が進む地域において、被災による更なる人材流出を防ぐため、雇用維持対策として重要な雇用調整助成金の支給期間及び支給日数の延長及び事業主負担の軽減措置や、産業雇用安定助成金による在籍型出向に対する支援など、雇用対策の拡充を検討すること。
- (4) 漁船・漁具や水産業共同利用施設など農林水産施設の早期復旧に向けた予算の確保や補助制度の柔軟な運用を行うこと。  
また、被災した漁場の機能・生産力の再生・回復に向けた漁場環境や水産資源の調査等に対して、長期にわたる支援を行うこと。
- (5) 水田活用の直接支払交付金における地力増進作物の作付けに係る助成については、水路等の復旧が遅延し、次年度に水稻の作付けが困難な事態が生じた場合でも本交付金を活用できるよう、交付要件の緩和など弾力的な運用を行うこと。
- (6) 被災地での医療を担う公立病院については、患者の広域避難に伴って収入が減少する一方、今後の医療需要の増加に備えて医療スタッフを確保する必要があり、大きな財政的負担が生じることから、経営継続に必要な支援を行うこと。
- (7) 被災地の復興を見据えた正確な観光情報を発信するとともに、被災地の復興状況を踏まえつつ、観光需要を十分に喚起できるよう手厚い旅行需要喚起施策を実施すること。

また、被災地外で長期にわたり2次避難に活用された施設の原状回復などについて必要な支援を実施すること。

### 3 災害復旧事業の拡充について

- (1) 農業機械・畜舎などの復旧事業について、複数年度にわたって申請可能とするなど、支援を継続すること。
- (2) 医療施設等災害復旧費補助金について、激甚災害法適用による補助率嵩上げの対象とならない民間医療機関、医療関係者養成所施設の補助率を嵩上げすること。
- (3) 児童福祉施設及び社会福祉施設等の災害復旧費国庫補助金について、工事事務費に係る上限を撤廃又は緩和するとともに、原則として補助対象外となっている借用土地及び借用施設に係る災害復旧に要する費用を全額補助対象とすること。
- (4) 被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、災害査定業務の更なる簡素化等を図るとともに、原形復旧だけでなく、施設の個室化・ユニット化など現在の施設として求められる機能を付与することや、入所施設から訪問サービスへ、といったサービス種別の変更及び一部廃止を可能とするなど、地域の実情に応じた復旧についても補助対象とすること。  
また、震災による入所者の激減等により、厳しい経営を強いられている事業所に対し、事業再開・継続に向けた運営費用等についても支援すること。
- (5) 被災した学校施設の早期復旧に向け、災害査定業務において被災自治体の実情に即した柔軟な対応を図るとともに、補助対象の拡大や経費の算定方法の見直しなど財政支援を拡充するほか、災害発生時には国において全国から工事業者を確保し被災地への派遣に向けて調整すること。
- (6) 国指定以外の幅広い被災文化財の保存・修理に対する財政支援制度を創設すること。  
また、今般の地震により、耐震補強済の文化財が倒壊したことから、国において現行の耐震対策を検証し、新たな指針を示すこと。
- (7) 鉄道施設災害復旧事業費の補助率や地方公共団体負担分に対する特別交付税算定率の最大限の引き上げ、事業者負担分を地方公共団体が支援した場合の地方財政措置の拡充など、支援を拡充すること。

## 4 インフラの復旧及び防災・減災、国土強靭化の推進に向けた支援について

- (1) 能登半島地域のアクセスルートである幹線道路や海岸線の道路などが寸断され、数多くの孤立集落が発生したことから、道路の高規格化や防災対策といった道路ネットワークの機能強化並びに物流拠点となる港湾施設の強靭化に向け、技術的・財政的支援を行うこと。
- (2) 上下水道システムの「急所」となる施設（その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設）の耐震化や災害時の拠点となる医療機関や避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化・ネットワーク化の促進などの上下水道施設の地震対策に対する必要な予算を継続的に確保するとともに、更なる拡充を検討すること。  
特に過疎地域などの財政基盤が脆弱な自治体も念頭に、耐震化実績が進んでない水道施設への対象拡大及び資本単価など補助要件の緩和、老朽管更新などの補助率引き上げを行うこと。
- (3) 地域住民が管理する小規模な水道が被災した場合の復旧に係る財政支援制度を創設すること。また、人口減少に直面している地域における持続可能な上下水道インフラの構築に向けて、小規模分散型水循環システムの導入に係る支援を行うこと。
- (4) 通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するにとどまらず、衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、災害時でも強靭な通信インフラの整備を推進すること。特に、孤立が想定される集落については、衛星携帯電話や衛星系通信サービスの配備が進むよう、配備に必要な経費に対して支援することに加え、通信料金を無料化する等、緊急時の通信手段の確保策を講じること。
- (5) 災害時に避難所等に活用される道の駅の防災機能強化を図るため、自家発電設備や貯水施設などの避難に備えた設備配置に必要な支援を行うこと。
- (6) 避難路沿道建築物の耐震化促進のため、建築物耐震対策緊急促進事業の期限延長と必要な予算の確保を行うこと。
- (7) 空き家の倒壊が救助、避難、緊急輸送などの支障とならないよう、空き家の活用や除却を促進するため、相続家屋や当該敷地の譲渡所得の特別控除に係る期間を延長するほか、補助要件を緩和すること。

- (8) 被災等による再生可能エネルギー設備の放置・不法投棄の防止のため、地方公共団体においても、必要な情報を入手し、事業者への指導をできるようになるとともに、事業者が所在不明の場合や指導に応じない場合に撤去等を行える仕組みを構築すること。
- また、既存設備を含めた再生可能エネルギー発電設備について、適切な廃棄処分やリサイクルの促進のため、廃棄等費用の積立制度を見直すとともに、基金の設置など財源確保も含めて必要な対策を講じること。
- (9) 能登半島地震による行政庁舎等への被害を踏まえ、災害対策の拠点となる公用施設又は公共施設の十分な防災機能を確保するための整備・改修に対する財政支援を拡充すること。
- (10) 国土強靭化の取組について、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算・財源を、通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに、第1次国土強靭化実施中期計画の初年度となる令和8年度は、経済情勢等を踏まえて令和7年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。
- (11) 利用しない農業用ため池について、今後、決壊等の災害が発生する危険があることから、集中的かつ円滑に廃止を進めるため、実施要件を緩和するなど、支援を拡充すること。
- (12) 緊急防災・減災事業債の延長や恒久化をはじめとした財政支援の充実を図ること。

## 5 円滑な被災地支援に向けた体制の構築について

- (1) 発災直後から被災地のニーズに寄り添った迅速な支援を実施できるよう宿泊場所を国において調達すること。
- (2) 災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、スターリンクなど災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。
- (3) 被災した市町村の災害対策全般をサポートできるマネジメント人材の育成強化を図ること。

(4) 被災者が退去するなどして発生した建設型応急住宅の空き住戸について、地域外から応援に来るボランティアや介護・福祉職員、行政の中長期派遣職員など、入居要件を満たさない方の入居を認めるといった柔軟な対応を市町村の裁量により可能とすること。

## 6 大規模地震に伴う広範な火災の発生時における自衛隊のさらなる支援

大規模地震に伴う広範な火災が発生した場合には、火災発生場所に残存する要救助者に十分配慮しつつ、必要に応じて空中消火を行うとともに、航空運用調整班の迅速な設置と的確な運用に対する支援を行うこと。

## 7 原子力防災対策について

原子力災害対策指針について、自然災害により、建物や道路が損壊した状況下での避難や屋内退避に係る考え方について改めて検討し、速やかに示すこと。

また、避難対策について、避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。

加えて、防災対策を重点的に充実すべき地域に必要となる施設の整備等について、十分な予算措置を講じること。

## 8 復旧・復興に向けた総合的な財政支援について

(1) 創造的な復興に向けた先進的な取組など、復興プランに基づく取組に対して、国庫補助制度の創設・拡充等の財政措置を講じるとともに、今後新たに判明する課題を含め、中長期にわたり、よりよい復旧・復興に取り組めるよう継続的に万全の措置を講ずること。

(2) 今回の震災において道路の寸断や孤立集落の発生など、半島地域特有の課題が発生したことを踏まえ、半島地域における防災・減災対策の充実や社会基盤・生活環境の整備、保健・医療・福祉施策の推進、産業振興と地域づくりなどの取組に対する支援策を強化するとともに、災害からの復旧・復興に向けた取組に対する支援を拡充すること。

## 9 復旧途上に発生した災害における支援について

- (1) 復旧途上に発生した災害における被害は、以前の災害の影響を多分に受けていることが想定され、別災害として判断することが困難であることから、被害認定にあたっては、複数の災害の被害を考慮した手厚い被害認定とすること。

また、被災者生活再建支援金については、全ての被災市町の被災者に対して、法に基づく救済が平等に行われるよう、同一災害にもかかわらず適用対象外となる市町がないように取り扱うこと。

- (2) 建設型応急住宅に入居した場合、他の建設型応急住宅や賃貸型応急住宅等への移動は認められていないが、洪水浸水想定区域等に建設された仮設住宅の入居者については、特例的に他の建設型応急住宅や賃貸型応急住宅等への移動を認めること。

また、建設型応急住宅からの移動に係る転居費用を災害救助法の対象とすること。

- (3) 復旧・復興の途上で再度被害を受けた被災事業者に対する国の各種支援メニューについて、手厚い支援を講じるとともに、制度の柔軟な運用を図ること。

また、復旧途上に発生した災害の被害を受けた仮設施設について、復旧・修繕に必要な支援を行うこと。

- (4) 復旧途上に発生した災害により災害対応の長期化や業務負担の増大が想定されることから、県及び被災市町に対し、復旧・復興支援技術職員派遣制度を含め、十分な人的支援を行うこと。

- (5) 復旧途上に発生した災害により災害対応が長期化し、通常よりも災害対応経費が被災自治体財政を大幅に圧迫することが想定されることから、県及び被災市町が躊躇なく取組を進めることができるよう、国庫補助制度の創設・拡充、地方財政措置など、手厚い財政支援を実施すること。

## 10 地震の調査研究について

太平洋側のみならず、日本海側も含め早急に地震・津波に関する観測体制の充実・強化を図ること。

また、中部圏に存在する活断層の地域評価を早期に実施するとともに、近年、地震が頻発する日本海側の陸域など、これまでに十分な知見が得

られていない地域についても調査・研究を行い、調査結果を早期に公表すること。

## 11 南海トラフ地震対策について

- (1) 2025年8月に国において公表された「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」を踏まえ、臨時情報発表時に住民や防災関係機関が平時との違いを適切に理解し、戸惑うことなく円滑かつ確実に防災対応をとれるよう、平時からの周知・広報の強化、情報発表時の呼びかけの充実等を図ること。
- (2) 臨時情報発表に伴い、事前避難を実施した場合、南海トラフ地震の発生形態や事前避難対象地域であるかに関わらず、災害救助法の適用対象とすること。また、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。
- (3) 国において実施された南海トラフ地震の被害想定について、最新の知見に基づく地震モデルや想定手法の考え方等を分かりやすく各県に情報提供するとともに、各県が被害想定を見直す際には、技術面・財政面等から必要な支援を行うこと。
- (4) 事前防災を充実・強化する観点から、避難所運営に必要となる備蓄や資機材の整備のほか、地域で実施されている避難対策に係る先進的かつ特色ある取組みに対し、財政支援制度を継続するとともに、対象を拡充すること。
- (5) 南海トラフ地震では、津波などの影響で沿岸部の住民を中心に大規模な広域避難が想定されるため、能登半島地震を教訓に、広域避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、広域避難先での生活支援物資の配布や医療・福祉のケアなど、避難者の継続的な支援等の仕組みを速やかに検討するとともに、その実効性の確保に向けた広域的な防災訓練の実施や、被災者の受入県における宿泊環境整備への支援等に取り組むこと。
- (6) 南海トラフ地震発生時における被災者生活再建支援について、原資となる基金の想定を超える場合には、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

- (7) 南海トラフ地震では、広域かつ甚大な被害の発生が見込まれ、また津波による被害も想定されることから、地方自治体による基幹的広域防災拠点の整備、大規模な広域防災拠点等の機能向上、高規格道路の高架区間等における緊急避難場所整備、消防団等の地域防災力充実強化、防潮堤・防災林の整備、高台への住居の集団的な移転など、能登半島地震の教訓等も生かしながら、事前に防災や減災に資する対策を重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (8) 南海トラフ地震発生時、ゼロメートル地帯においては、地震による液状化の影響で河川・海岸堤防等が沈下・損壊し、地震直後に浸水が始まり、その後の津波によっても広範囲が浸水し、長期的に湛水するなど被害が甚大となるおそれがあることから、能登半島地震の被害状況も踏まえ、河川・海岸堤防等の強化、浸水区域内での救出救助活動の拠点となる広域防災活動拠点の整備に対し特段の財政措置を講じること。

## 1.1 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故から14年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、早期の事態収束に向けた取組が続けられている。

また、2024年1月に発生した能登半島地震を受けて、原子力発電所の安全性や避難計画の実効性を疑問視する声が多く上げられている。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、常に最新の知見を踏まえ、新規制基準の見直しを行うとともに、厳正に適合性審査を行い、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

併せて、原子力防災対策については、原子力災害対策指針で連携が必要とされている一般的な災害対策も含め、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。

については、原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化について、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 原子力発電施設に係る新規制基準については、現在も続く福島第一原子力発電所事故の原因究明の検証結果を踏まえるとともに、絶えず国内外の最新の知見を収集し、その都度、適切に規制基準に反映させること。

また、断層調査・評価を含む新規制基準への適合性に係る審査及び運転期間の延長に係る審査に当たっては、厳正に審査が行えるよう審査体制の拡充・強化を図るとともに、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策について、厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- 2 今後、高経年化等により見込まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- 3 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外の地方公共団体においても必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、国の責任において環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、事前の対策について改めて検討を行うこと。

また、屋内退避について、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームにより報告書がとりまとめられたが、今後も更なる検討を進め、指針等において、大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針を示すこと。
- 4 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国<sub>の</sub>分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国<sub>の</sub>分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- 5 地方公共団体の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- 6 安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や、住民の範囲については、判断基準を明確化するとともに、国において、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に提示すること。
- 7 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人事費も含め、確実に財源措置を行うこと。

また、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めること。

放射線監視等交付金については、継続的かつ適切な放射線モニタリングを実施できるよう、別枠予算の確保や交付限度額の引上げ等により抜本的に改善し、十分な財政支援を行うこと。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法については、国から「対象地域を概ね30km圏内に拡大すること」が示されたが、拡大する対象地域については、自然的・経済的・社会的条件からみて一体として振興することが必要であると認められる地域の指定を可能とする現行の運用を維持した上で、関係自治体の意向を踏まえて決定すること。

さらに、支援対象として河川整備事業などを追加し、別枠予算の確保や補助率の更なる嵩上げを行うなど、特別措置の充実・強化を図ること。

電源三法交付金制度については、対象地域を原子力災害対策重点区域と一致するよう拡大するとともに、別枠予算を確保すること。また、国直轄事業及び国庫補助事業等の裏負担に対し電源三法交付金を充当できるようにすること。
- 8 1～7の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。



## 1.2 緊急自然災害防止対策事業債による財政支援の延長について

「緊急自然災害防止対策事業」は、国の防災・減災、国土強靭化対策と連携して、地方単独事業による防災インフラの整備を推進できるよう2019年度に創設され、2021年度から2025年度までを対象期間とし地方債の発行を可能とする特例措置が認められた。地方自治体では、これまで、この事業を積極的に活用し河川改修、急傾斜地崩壊対策、舗装修繕、治山、林道防災等を進めてきた。

しかし、近年、災害が全国で激甚化・頻発化する中、今後も引き続き長期的に施設の整備等の計画を立てて防災対策に取り組む必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

**緊急自然災害防止対策事業債による財政支援の延長を図るとともに、延長期間について現行制度よりも長期的なものとすること。**



### 1.3 国主導による人口減少対策の実施について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2024年の合計特殊出生率は1.15と過去最低となり、出生数も約68.6万人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、新婚生活に対する経済的支援や、不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、結婚、妊娠、出産の希望をかなえ、安心して子育てができる環境の整備が必要である。

政府が定めたこども大綱では、個人の多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により結婚し、子どもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本とされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてもアプローチが異なることから、地方自治体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、地方同士が子どもや若者を奪い合うことなく、全ての子ども・若者や子育て世帯が、全国のどこに住んでいても、全てのライフステージにおいて幅広く子育ち・子育て支援を受けられる環境がより一層整備されることが重要である。

少子化対策は待ったなしであり、2025年5月に決定された「こどもまんなか実行計画2025」に掲げる各事項について、早期かつ着実に実施するとともに、次の事項について提言する。

## 1 こどもまんなか社会の実現のためのこども家庭庁

こども家庭庁においては、各分野における子ども関連政策について、関係省庁と密接に連携しながら、司令塔機能を發揮し、省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を行うこと。

## 2 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- (1) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確実に確保すること。
- (2) 「こども未来戦略」に掲げる加速化プランの着実な実現に向けて、各施策の具体的な内容やスケジュールを早期に明示するとともに、将来的な子ども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。その際、地域の自主性・自立性が十分確保されるよう配慮すること。
- (3) 地域の実情に応じた結婚支援等の取組を継続・強化して実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の安定した予算措置や更なる補助率の引上げを図るとともに、自由度の高い交付金や、複数年度にわたる柔軟かつ大胆な施策の実施が可能となる基金制度を創設すること。

## 3 子育てに関する経済的支援の充実

- (1) 理想より実際に持つ子どもの数が少ない理由として、経済的負担を挙げる声が最も多いことを踏まえ、0～2歳児の保育料の完全無償化などの経済的負担軽減につながる対策を積極的に講じること。
- (2) 高等学校等に係る教育費の負担軽減のため、国の責任と財源において高校授業料の無償化を確実に進めること。
- (3) 大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。

#### **4 ライフデザイン教育・プレコンセプションケアの推進**

子ども・若者が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する正しい知識を身に付けるとともに、自身の健康管理や家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフデザイン教育やキャリア教育、プレコンセプションケアを全国的に進めること。

#### **5 不妊・不育症に悩む家族への支援**

不妊・不育症治療等について、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図るとともに、独自支援を行う自治体への財政的支援を行うこと。

#### **6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援**

- (1) 助産師の養成・確保に向けて、助産師養成課程における実習要件の弾力化等について検討すること。また、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) 医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、家族の要請に応じて一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

#### **7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実**

- (1) 市町村が実施する新生児・乳幼児健診の健診費用についても、実情に応じた費用助成を行うこと。
- (2) すべての妊婦が、全国どの地域においても安心して子どもを産み育てることができるよう法整備がなされたところであるが、里帰り妊婦の情報が里帰り先の自治体に確実に引き継がれるための全国共通の情報システムの2026年度の本格稼働に向けて確実に取組を推進すること。また、居住地外で妊婦健診を受ける際の一時的な窓口負担の解消に係る方策について早急に明らかにすること。
- (3) 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度および財政措置の拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

## 8 子ども医療費助成の制度化

子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図り、抵抗力の弱い子どもの疾病の早期発見と治療を促進するため、地域格差が生じることのないよう、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。

## 9 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保及び実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化に必要となる地方財源について、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保すること。「保育政策の新たな方向性」に対応し、地域の課題に応じて必要な施設整備の推進と、他産業と遜色ない給与水準となるよう保育士等の処遇を改善し、有為な人材を活用・確保できる仕組みづくりを積極的に進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上が図られるよう支援すること。また、保育士修学資金貸付制度の継続や、無償化の対象となる児童が限定される病児保育にかかる第2子以降の利用料無料化など、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。
- (2) 就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所、認定こども園、幼稚園への施策を一元化するとともに、施設種別や認定子どもの区分による支援の格差を解消すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施設型給付費に係る1歳児の職員配置基準の改善を早期に実施すること。
- (4) 保育士等の処遇改善について、キャリアアップ研修等のキャリアパス制度に係る処遇改善を進め、財政的支援を継続的に行うとともに、研修に参加できるよう十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講しやすい環境づくりを支援すること。また、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応するなど、更なる処遇改善の取組を進めること。  
さらに、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善におけるベースアップ率などについて、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求める統一された仕組みを国が明確に示すこと。

- (5) 年度途中入所やいわゆる「育休退園」が多く、また、女性の就業率の上昇によるさらなる需要喚起が想定される低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。
- (6) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の確保と、その指導にあたる専門職の配置、また、障がい児の受入状況に応じた適切な人員配置を行うことが出来るよう、国において財政支援を拡充するなど、障がい児保育施策の充実を図ること。
- (7) 安心・安全な保育を提供するため、全ての保育所等に、必要保育士数とは別に看護師等の配置が可能となるよう、公定価格の見直しを図ること。
- (8) アレルギーやハラールなどへの対応が必要な子どもが増えているとともに、原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、安全・安心で質の高い給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格の見直しを図ること。
- (9) 原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、社会情勢の変化に応じた公定価格の改定や臨時の加算等の対策を講じること。また、保育所等における使用済みおむつの処分の推奨にあたっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。
- (10) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。
- (11) 保護者の就労形態の変化により、利用料収入が減少しているため、一時預かり事業や延長保育事業の提供体制を安定的に確保するための措置を講ずること。
- (12) 地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。
- (13) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して、保育士加配の支援を行う事業の充実を図ること。

(14) 自然に触れる保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めるとともに、取組を進める団体に対する財政的支援を図ること。

## 10 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図ること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申し込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実させること。さらに、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保を進めること。
- (2) 国において放課後児童クラブでの人材の育成等に係る効果的な取組事例を収集して横展開するとともに、各クラブが行う取組に対する補助制度を創設すること。
- (3) 放課後子ども教室の活動経費の補助である「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助額の圧縮が行われることのないようにするなど、放課後子ども教室の活動への助成等において、十分な財源を確保すること。
- (4) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。
- (5) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

## 11 男性の育児参画の推進

- (1) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児休暇や休業の取得促進が欠かせないことから、当事者が希望に応じて「出生時育児休業（産後パパ育休）」や「育児休業の分割取得」などの制度を利用できるよう、育児休業取得者の周囲の従業員に応援手当を支給する企業に対する支援や企業が代替人員を確保するための支援を一層強化するとともに、従業員や企業への制度の周知を強化することや、制度を利用しやすい職場風土づくりに向けた気運の醸成に努めること。

(2) 従業員を対象とする育児休業給付金の支給率の大幅な引き上げや引上げ期間の更なる長期化、および企業に向けた両立支援等助成金の要件緩和などを図ること。

## 12 短時間勤務からの育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

第1子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が3歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

## 13 企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てができる職場づくりにつながる。短時間勤務やテレワーク、フレックスタイム等の多様で柔軟な働き方の定着など、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることができるように、特に中小企業・小規模企業の取組促進に向けて財政措置を講ずるなどの支援を強化すること。

## 14 国の司令塔組織の設置

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、少子化に歯止めをかける自然減対策、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国において政策を統括推進する司令塔組織の設置や地方との適切な役割分担により、強力に推進すること。

## 15 都市から地方への人の流れの拡大

(1) 人口減少により地方の担い手不足が深刻化する中、従来の取組に加え、デジタルを最大限に活用して、住民の利便性向上や地域経済活性化の取組など地方創生の取組を着実に進められるよう、新たに生ずる地方負担への十分な地方財政措置も含め地方への交付金を充実すること。

その際、地方の意見等を十分に踏まえ、重点支援地方交付金の対象拡大や条件緩和、手続きの簡素化等を図ること。

- (2) 「移住支援金制度」の更なる活用促進に向け、支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地方の実情も踏まえ、国においては、更なる制度の拡充や要件の緩和、運用の弾力化等に加えて、十分な予算の確保を行うこと。

また、コロナ禍で生まれた地方回帰の潮流を一過性で終わらせることがなく、地方が地域の魅力を高め、移住や関係人口の創出・拡大につながる取組を促進することができるよう支援策の更なる強化を行うこと。加えて、二地域居住を推進するため、二地域居住先における納税の取扱いのほか、保育所の利用などといった行政サービスの提供など、整理すべき制度的な課題が複雑で多岐にわたるため、地方の意見等を十分に踏まえながら関係省庁が連携し、課題解決に向けた支援を行うこと。

- (3) ふるさと住民登録制度の創設にあたり、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

また、財源措置にあたっては、自治体によるふるさと住民獲得のためのインセンティブ付与が過度な競争とならない制度設計とすること。

さらに、国が構築するアプリにおけるふるさと住民の情報登録や自治体からの情報発信等について、登録者・各自治体双方に二重の負担が生じないよう、各自治体が構築する類似のシステムと連携するなど、各自治体で先行する取組を尊重した制度設計とすること。

- (4) 「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴うデジタル人材育成に係る東京23区定員増加抑制の例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されているが、地方での定員増でもなお不足する範囲内の定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること、地方における情報系教員の確保の

ための施策を実効性あるものとすること。なお、例外措置の要件に適合した大学の定員増を容認するに当たっては、当該大学が提案した、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組に係る具体的な計画の策定やそのフォローアップが、当該大学により確実に実施されるよう、国の責任において大学に対する指導を適切に行うとともに、その進捗状況について適宜情報を共有すること。

- (5) 大学定員の偏在是正や政府関係機関等の地方移転の強力な推進、「地方拠点強化税制」の延長・拡充や、二地域居住を促進するための税制改正など総合的な取組を実施することで、都市部から地方への人や企業の流れを拡大して、分散型国家の実現を図ること。



## 14 「こどもたちのウェルビーイング」の実現に向けた 子育て環境の整備と教育の充実、困難を抱えるこどもへの 支援について

現在、教育現場では、社会の急激な変化への対応や、教職員の多忙化や志望者の減少などが課題となるなか、2023年5月に開催されたG7教育大臣会合では、「富山・金沢宣言」において、こどもたち一人一人のウェルビーイングを実現するための教育の重要性が再確認された。

また、「こども大綱」では、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとされており、様々な場面でこどもたちのウェルビーイングの向上の重要性が指摘されている。

一方で、その実現のためには、一人一人のこどもに最適な学びを進めることや、多様な他者同士が学び合う機会の確保のほか、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた支援、貧困、虐待をはじめとする困難な状況に置かれたこどもに対し、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かな支援や合理的配慮を行うことが重要である。

加えて、所得税及び個人住民税に係る諸控除の見直しなど国の施策によって、従来、給付や負担の決定にあたって、当該二税の所得・税額を参照してきた各種行政サービスに係る歳出が増加する場合には、地方財政への影響に十分配慮することを強く求める。

このような状況を踏まえ、全てのこどもたちのウェルビーイングの向上や、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け教育、子育て環境の整備・充実のため、次の事項について格段の配意をいただけるよう提言する。

### 1 子育て環境の整備

(1) **財政力によって、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じないよう、また、特に、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、疾病の早期発見と治療にも資する全国一律の医療費助成制度の創設など、包括的な仕組みづくりなどは全国統一的に実施すること。**

(2) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

0歳から2歳児の保育料無償化の対象を拡大すること。不妊治療の保険適用範囲を拡大するほか、不妊・不育症治療の独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。

(3) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充

妊娠支援給付金について、出産後すぐに里親や養子縁組に出され、妊娠が養育を行っていない場合において、実際に養育を行っている里親や養親等への2回目の支給について検討すること。新生児マススクリーニング検査に関する実証事業は対象疾患の拡充に向けた検討に資する多くのデータの収録を必要とするものであり、全額国費による負担で実施すること。

(4) 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

保育士等の配置基準改善の着実な実施を行うとともに、保育士等の待遇改善や人材確保への支援拡充、医療的ケア児への支援拡充など、保育環境を充実・強化すること。放課後児童クラブや一時預かり、病児・病後児保育等の補助制度の拡充など、地域子ども・子育て支援事業を充実・強化すること。地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援を充実・強化すること。

(5) こどもの視点や子育て当事者の視点に立った施策の推進のため、こども等の意見聴取、施策反映、フィードバックを行うための国による仕組みづくり及び地方自治体への支援を充実・強化すること。

(6) 犯罪被害や事故、災害からこどもを守る環境整備を進めるため、こどもの死亡検証（チャイルドデスレビュー（CDR））について、各省庁、都道府県がそれぞれ実施している死亡検証の集約化や、個人情報保護法を踏まえた活用情報の整理など、総合的なこどもの死を予防するための取組を推進すること。

## 2 困難を抱えるこどもへの支援

- (1) 「こども大綱」に基づき、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) 地方自治体における子どもの貧困対策を推進するため、その企画・立案・実施に資するよう、子どもの貧困の実態が明らかになるような調査を国の責任において実施し、地域別データの把握・提供を行うこと。

- (3) 不登校児童生徒数が増加している中、教育機会確保法や文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」にもある、児童生徒の社会的自立に向けた連続した学習ができるように、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等民間施設との連携を強化し、多様な学びの場、居場所を確保するため、フリースクール等に通う家庭の施設利用料等の負担軽減や規模や運営状況を踏まえた財政措置など支援策を充実すること。
- (4) 児童相談所や児童養護施設、児童心理治療施設、障害児入所施設等の整備や運営体制の充実、業務負担が大きい専門職や保育士等の処遇改善等の職員確保のための取組みなど機能強化に必要な財政支援を充実・強化すること。
- (5) 里親委託や、児童養護施設等の多機能化・小規模化、自立支援などに向けた取組みに対する支援を充実・強化すること。
- (6) こどもの貧困を解消するための学習機会の確保や、ヤングケアラーの早期把握など、困難を抱えるこどもへの取組みに対する支援を充実・強化すること。
- (7) ひとり親家庭の生活の安定と自立のため、児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金などの支援を充実・強化すること。
- (8) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額を確保するとともに補助率を引き上げること。
- (9) 子どもの貧困対策の観点から、高校授業料の無償化や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度や、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

### 3 教育の充実

- (1) 学校が対面での教育や協働的な学びの機会を提供するなど社会の形成基盤としての役割を維持できるよう支援するとともに、リアルとデジタルを融合した教育を促進できるよう、ICT端末やネットワーク整備、ICT支援員の配置拡充など、ICT環境のより一層の充実を図ること。

- (2) 少人数学級の推進や特別支援学級の学級編制の標準の引下げを含む教職員の定数改善、業務適正化・処遇改善、専門スタッフの配置拡充に必要な財源確保など、教師が本来の業務に専念できる環境づくりを図るほか、インクルーシブ教育の環境整備など、全てのこどもたちの可能性を引き出す教育の実現に向けた取組を推進すること。
- (3) 児童生徒が主体的に課題を見出し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やＳＴＥＡＭ教育の充実、デジタル化・グリーン化など時代の変化に応じて必要となる成長分野におけるスキル向上など、社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成に向けた取組を推進すること。
- (4) 高校授業料の無償化の拡充にあたっては、多額の財政負担が見込まれることから、国において恒久的な財源を確保すること。制度の運用に当たっては、所得制限が撤廃されることから、手続の負担を軽減するため、所得確認の廃止を行なうこと。また、単位制高校の生徒が希望する授業を受講できるよう、支給限度単位数の拡充を行うこと。
- (5) 学校施設の老朽化対策・長寿命化対策等について、設置者の計画事業が着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、実情に即した補助要件の緩和や補助率・補助単価の引上げなど十分な財政支援を行うこと。また、高等学校においても補助対象とするなど、財政措置の充実等を図ること。
- (6) 近年の猛暑を踏まえた、授業や部活動での熱中症を防ぐため、また、頻発する災害時の地域住民の避難所としての環境を向上させる観点から、未だ設置率が低い体育館等の空調設備について、高等学校においても早急に設置を進めることができるよう、補助率や補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政支援を行うこと。
- (7) 中学校部活動の休日における段階的な地域展開に伴い、指導者や施設の確保、移動に必要な経費など、新たに生じる保護者の負担を軽減するため、引き続き財政支援を行うこと。また、地域クラブの認定制度や支援制度等の詳細を早急に示すこと。
- (8) 夜間中学について、設置準備から設置後の運営に至るまでの財政支援を継続・拡充を行うとともに、多様な生徒にきめ細かく対応できるよう教職員定数などの支援策の充実を図ること。

(9) 学校給食無償化の実施にあたり、物価高の影響を踏まえ、質、量ともに十分な給食を継続的・安定的に提供できるよう、国において適切に制度設計を行い、その詳細を早急に示すとともに、恒久的な財源を確保すること。また、地方が独自に行う地産地消や食育の取組みも十分考慮すること。



## 15 水素・アンモニアの需要と供給の拡大について

水素・アンモニアは、発電・輸送・産業など幅広い分野で活用が期待される、カーボンニュートラルのキーテクノロジーであると位置付けられており、国においては、水素基本戦略を改定し、水素社会実現を加速化するため、新たに2040年における水素導入目標を1,200万トン／年と設定し、規制・支援一体型の制度の構築に取り組むことが明記された。

中部圏には、臨海部及び内陸部の広域にわたって、自動車産業、鉄鋼業及び石油化学産業などの製造業が多く立地していることから、碧南火力発電所の大規模需要を核としたアンモニアのサプライチェーンを始め、中部圏の各地域で水素・アンモニアの利活用に向けた検討を進め、今後、需要と供給を一体的かつ大規模に創出する必要がある。

当地域の岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市はじめ地元自治体や経済団体が組織する中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議では、2023年3月に中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンを取りまとめ、中部圏における水素・アンモニアのサプライチェーンの構築を目指しており、2024年11月には、会員企業と一丸となり、より強力に水素・アンモニアのサプライチェーン構築に向けた取組を推進し、本取組を広く内外に知らしめることを目的に、相互協力を図る基本合意書を締結したところである。

具体的には、大規模な需要の創出として、F C V（乗用車・商用車）の普及や大型水素ステーションの拡充、脱炭素燃料工業炉の普及、港湾荷役機械のF C化や、自治体等の持つ機器や施設等における水素等の利用などが必要である。

また、需要を支える供給の創出では、海外からの大規模な調達に加え、再エネや廃棄物等からの水素製造等により水素・アンモニアの供給を図っていくことが必要である。

については、中部圏が世界に先駆けて水素とアンモニアを活用した一大産業拠点となるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 F C V（乗用車・商用車）の導入に対する支援を強化すること。
- 2 F C V（乗用車・商用車）の水素ステーションの整備・運営に対する支援を強化すること。特に、F C 商用車普及に必要な大型水素ステーションの整備を促進するため、高圧ガスの取り扱い等に関する規制緩和や整備・運営に対する支援を強化すること。
- 3 工場における水素・アンモニアを燃料とする工業炉等の導入や、港湾等における水素利用機器の導入など、先駆的な取組を推進する企業、自治体等を支援するための財源措置を講じること。
- 4 エネルギー産業や自動車産業、鉄鋼業、石油化学産業等での需要を核とした水素・アンモニアのサプライチェーンの構築について、社会実装につながるよう価格差支援や拠点整備支援をはじめ十分な支援を行うこと。また、2030年度までの需要に対する支援だけでなく、産業界や自治体の意見を十分に踏まえて、2040年や2050年における本格的な需要増に対応すべく中長期的な支援を行うこと。

## 1 6 脱炭素社会の実現に向けた森林整備の推進について

2015年に採択された「パリ協定」を契機に、国は「2050年カーボンニュートラル」の目標を掲げ、世界共通の課題である脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させている。

温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するためには、排出量の削減だけでなく、吸収量の拡大が不可欠であり、その重要な役割を担うのが森林である。

とりわけ中部圏は、日本アルプスをはじめとする広大な山岳地帯を有し、全国有数の森林地域であることから、この恵まれた森林環境を活かし、炭素吸収能力を最大限発揮させるため、主伐・再造林による森林の若返りや間伐を進める必要がある。そのためには、適切な森林整備に加えて、新たな林業従事者の確保・定着対策や、生産性向上への取組も欠かすことが出来ない。

さらに、森林資源の有効活用とエネルギー資源の多様化の観点から、木質バイオマス燃料の需要が高まっており、今後の普及拡大に向けて、安定供給体制の確立にも積極的に取り組む必要がある。

については、中部圏の未来を支える持続可能な森林づくりを推進し、脱炭素社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

**1 森林資源の循環利用と森林の若返りを図るため、主伐・再造林や間伐の推進、路網整備に必要な予算を確保すること。**

**2 林業・木材産業の生産基盤強化のため、高性能林業機械の導入や加工流通施設の整備に必要な予算を確保すること。**

**3 効率的な林道整備や木材搬出の妨げとなる所有者不明森林を解消し、境界明確化作業を一層推進するため、森林整備地域活動支援対策に必要な予算を確保すること。**

さらに、所有者不明森林問題の早期解決に向け、短期間で境界の明確化を可能とし、所有権の移転まで行うことができる法制度の整備も視野に入れた新制度の構築に取り組むこと。

- 4 早生樹や広葉樹を活用した燃料材の生産主体でも収益が期待できる「エネルギーの森」の整備に必要な予算を新たに確保すること。
- 5 新規林業就業者の確保・定着や、林業就業者の待遇改善、所得向上に向けた労働環境や賃金の改善を図る取組を推進すること。
- 6 林業の労働力不足解消や、生産性向上が期待できるスマート林業の実装・普及を加速するため、国内の急峻な地形に対応した高性能林業機械の開発を進めること。